

水田・畑作経営所得安定対策等支援事業 （支援資金）のご案内

支援資金のポイント

- 👉 **ポイント1** 土地改良事業の地元負担金の6分の5を無利子で融資
(※ 日本政策金融公庫の無利子資金対象事業等を除きます。)
- 👉 **ポイント2** 全国土地改良事業団体連合会の認定を受けた水田・畑作
経営所得安定対策等支援計画(支援計画)に基づき融資
- 👉 **ポイント3** 地元負担金を有利子借入金で納入又は償還済みの場合、
借入金残高の6分の5を無利子で融資(借換え)
- 👉 **ポイント4** 融資した資金の返済期間は、据置期間を含め最長25年
- 👉 **ポイント5** 返済開始までの据置期間は最長10年
- 👉 **ポイント6** 融資は、全国土地改良事業団体連合会が、都道府県土地
改良事業団体連合会を通じて実施
- 👉 **ポイント7** 融資を受けるためには、①担い手への農地集積、もしくは
②高収益作物の生産額の増加が必要



Q 受益者負担はどのくらい軽減されますか？

A 県営事業の地元負担額 3億2,400万円（事業実施6年間の合計）の場合で比較します。

有利子で全額融資を受ける場合と、支援資金による無利子融資を受ける場合（6分の5に当たる2億7,000万円を借入れ）とで比較すると、総額でおよそ**1,300万円**の利息が軽減されます。〔下記事例の利息軽減額：15,674千円－2,663千円＝13,011千円〕

《利息計算事例》

（県営事業）事業実施 令和3年～令和8年の6年間、各年度の地元負担額 5,400万円
 （借入時期）各事業実施年度の3月下旬
 （事業初年度に有利子借入れにより負担した分は、6月に支援資金で借換え）
 （償還条件）据置3年、償還15年、利率0.45%、払込期日11月22日



【全額有利子借入れのとき】

（単位：円）

年度	借入額	払込期日	元金	利息	払込額計	残元金
R3	54,000,000	(令和3度末)	0	0	0	54,000,000
R4	54,000,000	令和4年11月22日	0	162,000	162,000	108,000,000
R5	54,000,000	令和5年11月22日	0	405,000	405,000	162,000,000
R6	54,000,000	令和6年11月22日	0	648,000	648,000	216,000,000
R7	54,000,000	令和7年11月22日	3,487,957	891,000	4,378,957	266,512,043
R8	54,000,000	令和8年11月22日	6,991,610	1,118,304	8,109,914	313,520,433
		令和9年11月22日	10,511,030	1,329,841	11,840,871	303,009,403
		令和10年11月22日	14,046,287	1,363,541	15,409,828	288,963,116
		令和11年11月22日	17,597,453	1,300,332	18,897,785	271,365,663
		令和12年11月22日	21,164,599	1,221,143	22,385,742	250,201,064
		令和13年11月22日	21,259,840	1,125,902	22,385,742	228,941,224
		令和14年11月22日	21,355,510	1,030,232	22,385,742	207,585,714
		令和15年11月22日	21,451,610	934,132	22,385,742	186,134,104
		令和16年11月22日	21,548,142	837,600	22,385,742	164,585,962
		令和17年11月22日	21,645,108	740,634	22,385,742	142,940,854
		令和18年11月22日	21,742,511	643,231	22,385,742	121,198,343
		令和19年11月22日	21,840,352	545,390	22,385,742	99,357,991
		令和20年11月22日	21,938,633	447,109	22,385,742	77,419,358
		令和21年11月22日	22,037,360	348,382	22,385,742	55,381,998
		令和22年11月22日	18,405,571	249,214	18,654,785	36,976,427
		令和23年11月22日	14,757,439	166,389	14,923,828	22,218,988
		令和24年11月22日	11,092,890	99,981	11,192,871	11,126,098
		令和25年11月22日	7,411,851	50,063	7,461,914	3,714,247
		令和26年11月22日	3,714,247	16,710	3,730,957	0
計	324,000,000		324,000,000	15,674,130	339,674,130	

【支援資金 2億7,000万円利用のとき（R3年度の支援資金は、R4年6月借入れ）】

（単位：円）

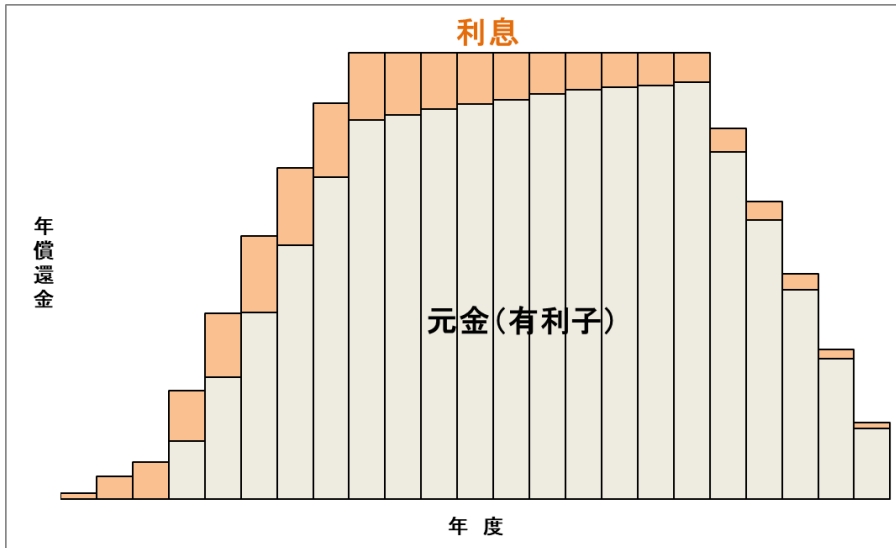
年度	借入額	うち支援資金	払込期日	元金	利息	払込額計	残元金
R3	54,000,000	45,000,000	(令和3度末)	0	0	0	54,000,000
R4	54,000,000	45,000,000	令和4年11月22日	0	77,625	77,625	108,000,000
R5	54,000,000	45,000,000	令和5年11月22日	0	67,500	67,500	162,000,000
R6	54,000,000	45,000,000	令和6年11月22日	0	108,000	108,000	216,000,000
R7	54,000,000	45,000,000	令和7年11月22日	3,581,326	148,500	3,729,826	266,418,674
R8	54,000,000	45,000,000	令和8年11月22日	7,165,268	186,384	7,351,652	313,253,406
			令和9年11月22日	10,751,838	221,640	10,973,478	302,501,568
			令和10年11月22日	14,341,048	227,256	14,568,304	288,160,520
			令和11年11月22日	17,932,909	216,721	18,149,630	270,227,611
			令和12年11月22日	21,527,434	203,522	21,730,956	248,700,177
			令和13年11月22日	21,543,308	187,648	21,730,956	227,156,869
			令和14年11月22日	21,559,253	171,703	21,730,956	205,597,616
			令和15年11月22日	21,575,270	155,686	21,730,956	184,022,346
			令和16年11月22日	21,591,358	139,598	21,730,956	162,430,988
			令和17年11月22日	21,607,519	123,437	21,730,956	140,823,469
			令和18年11月22日	21,623,752	107,204	21,730,956	119,199,717
			令和19年11月22日	21,640,059	90,897	21,730,956	97,559,658
			令和20年11月22日	21,656,440	74,516	21,730,956	75,903,218
			令和21年11月22日	21,672,892	58,064	21,730,956	54,230,326
			令和22年11月22日	18,067,594	41,536	18,109,130	36,162,732
			令和23年11月22日	14,459,572	27,732	14,487,304	21,703,160
			令和24年11月22日	10,848,814	16,664	10,865,478	10,854,346
			令和25年11月22日	7,235,307	8,345	7,243,652	3,619,039
			令和26年11月22日	3,619,039	2,787	3,621,826	0
計	324,000,000	270,000,000		324,000,000	2,662,965	326,662,965	



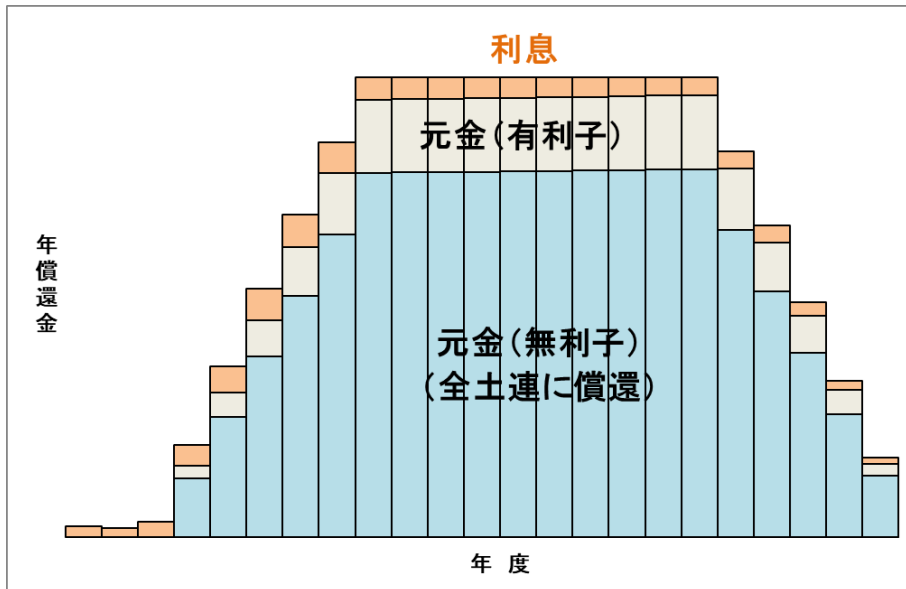
借入金償還のイメージ図

左ページの事例をグラフにすると、次のようになります。

【全額有利子借入れのとき】



利息総額
15,674千円



利息総額
2,663千円

支援資金の利用により、利息が軽減されるだけではありません。



ピーク時の元金を含めた年償還額がおよそ **66万円** 軽減されます!!!

〔支援資金利用なし 22,386千円 ⇒ 利用後 21,731千円 (差額) 655千円〕

Q どの土地改良事業でも無利子融資を受けられるのですか？

A 国営事業、都道府県営事業、団体営事業のどの事業であっても土地改良法に基づく事業であれば対象となりますが、日本政策金融公庫の「担い手育成農地集積事業（無利子融資）」の対象となる事業及び水利施設等保全高度化事業実施要綱に基づく特別型のうち農地集積促進型事業は対象外となります。

支援資金（無利子融資）の対象となる土地改良事業であるかどうかは、都道府県土連にお問い合わせ下さい。

Q 無利子融資を受けるのは誰ですか？

A 対象土地改良事業の受益者負担金を負担する者が融資を受けることになります。

例えば、土地改良区が負担する場合は、土地改良区が融資を受けます。また、土地改良区がない場合は、いったん農協が融資を受けたうえで、受益者負担金を負担する受益者が農協から融資を受けることになります。（農協転貸方式）

Q 融資を受けられる額はどうやって計算するのですか？

A 受益者負担金の5/6が限度額となります。

例えば、県営事業であれば、県発行の納入通知書をご覧ください。

納入通知書	
金額	54,000,000円
納期限	令和4年3月31日

左記の場合は、

$$54,000,000円 \times 5/6 = 45,000,000円$$

が融資の限度額となります。

Q 担い手への農地集積とはどういうことですか？

A 受益面積に占める担い手の経営面積の割合を増やすことをいいます。

集積の状況は下記の式により算出する「担い手農地利用集積率」で判断します。

なお、担い手農家とは「認定農業者」や「中心経営体」等をいいますが、詳しくは都道府県土連へお問い合わせ下さい。

$$\frac{\text{担い手の経営等農用地の合計面積}}{\text{受益面積}} \times 100 = \text{担い手農地利用集積率 (\%)}$$

Q 担い手農地利用集積率をどれだけ増やせばいいのですか？

採択時	要件（目標）
80%未満	10ポイント以上増加※
80～90%未満	5ポイント以上増加
90～95%未満	95%以上
95%以上	シェア増加
100%	維持

※①目標集積率60%未満は採択しない。

②目標集積率8割以上、かつ5ポイント以上増加の場合はこの限りではない。

③受益面積3,000ha以上の地区で目標年度における集積率50%以上、かつ、5ポイント以上の増加の場合はこの限りではない。

A 例えば、

(1) 受益面積が123ha、担い手の経営面積が55haの場合、担い手農地利用集積率は44.71%となり、上記の要件をあてはめると、担い手農地利用集積率は10ポイント以上の増加が必要となりますが、目標集積率60%未満は採択されませんので、目標集積率60%以上、すなわち15.3ポイント以上の増加が必要となります。

(2) 受益面積が3,048ha、担い手の経営面積が1,361haの場合、担い手農地利用集積率は44.65%となり10ポイント以上の増加が必要となりますが、受益面積3,000ha以上の特例適用により、10ポイント未満の増加であっても、目標集積率が50%以上かつ5ポイント以上（この事例の場合、5.4ポイント以上）の増加であれば採択されます。

◇ また、現在の担い手の経営農地を増やすだけでなく、新たな担い手を追加することもできます。

◇ なお、目標年度は、事業完了年度から起算して4年目以内に設定してください。

（ただし、支援計画の認定申請時点で既に事業が完了している場合は、申請年度から起算して5年目以内に設定してください。）

Q 高収益作物とはどのような作物ですか？

A 高収益作物とは、主食用米と比べて面積当たりの収益性が高い作物をいい、野菜、花き・花木及び果樹に該当する作物です。

農林水産省「農業産出額」統計においては、「野菜」「果実」「花き」及び「芸農作物」と分類されています。

Q 高収益作物の生産額はどのように確認するのですか？

A (1) 受益地における高収益作物の生産額については、管内の農業協同組合(JA)、関係市町村担当部局等で確認して下さい。

担い手農家だけでなく、受益地全体の生産額が対象となります。

(2) 上記(1)によりがたい場合は、農林水産省が公表している「市町村別農業算出額」の最新年度産出額に基づき、受益市町村ごとに受益面積で案分計算した額の合計を採択時生産額とすることができます。

この場合、要件の達成を確認する生産額の算定は、採択時と同じ方法で行います。

◇ なお、目標年度は、事業完了年度から起算して4年目以内に設定してください。

(ただし、支援計画の認定申請時点で既に事業が完了している場合は、申請年度から起算して5年目以内に設定してください。)

Q 生産額の20%以上の増加とはどういうことですか？

A 目標年度までに、採択時の生産額から20%以上増加することをいいます。作物が変更となっても構いません。



Q 支援計画は誰が作成するのですか？

A 土地改良区で作成してください。

土地改良区が設立されていない地区の場合、市町村で作成してください。

Q 支援計画の作成から資金借入までのスケジュールはどうなりますか？

A 令和3年度から始まる県営事業（2ページ目の事例）について、令和3年度に支援計画の認定を受けて、支援資金を借り入れるときのスケジュールは次のとおりです。

支援計画認定～支援資金借入れまでの流れ (令和3年度着工、同年度に支援計画の認定を受ける場合)

年度	月	項目
令和3年度	4月以降	令和3年度事業の実施
	8月	支援計画の作成（地元負担額等、事業計画書に基づいて支援計画を作成） ※担い手農地利用集積率の算出(8月1日時点の担い手データをもとに作成・算出) ※高収益作物の作付計画、営農計画等による生産額の推移の算出(〇月時点の現状と計画を作成・算出)
	9月末まで	支援計画の申請にあたって総代会の議決 (市町村申請の場合、受益者の支援計画に係る同意書受領)
	9月末まで	土地改良区→県土連(支援計画の認定申請)
	1月	支援計画の認定
	3月	令和3年度事業地元負担額、有利子資金借入れにより県あて納入
	3月	総代会借入議決(令和4年度事業支援資金借入れ)(令和3年度事業有利子資金の借換え)
令和4年度	4月以降	令和4年度事業の実施
	4月	令和3年度納入時に借りた有利子借入金を借り換えるため、借入申請(土地改良区→県土連)
	6月	令和3年度有利子借入金金の6分の5を支援資金で借換え
	1月	令和4年度事業地元負担に係る借入申請(土地改良区→県土連)
	2月	令和4年度事業地元負担額の決定(県からの納入通知)
	3月	令和4年度事業地元負担額(県からの納入通知)の6分の5を限度に借入れ
	3月	総代会借入議決(令和5年度事業支援資金借入れ)
令和5年度以降	4月以降	当該年度事業の実施
	1月	当該年度事業地元負担に係る借入申請(土地改良区→県土連)
	2月	当該年度事業地元負担額の決定(県からの納入通知)
	3月	当該年度事業地元負担額(県からの納入通知)の6分の5を限度に借入れ
	3月	総代会借入議決(翌年度事業支援資金借入れ) ※最終年度の場合は借入議決不要



支援計画は、借入希望年度の前年度までに作成、認定を受ける必要がありますので留意ください。(借換えの場合も同じです。)



Q どんな計画書が必要ですか？

支援計画は表紙込みで5ページです。

認定地区番号は、都道府県土地改良事業団体連合会にお問い合わせ下さい

都道府県名	〇〇県
当初認定年度	令和〇年度
認定地区番号	R〇-0-00-0000-0-0

水田・畑作経営所得安定対策等支援計画

ふりがな
 〇〇〇 地区 (県営〇〇〇〇〇〇〇事業)

〇年〇月

申請主体 (〇〇〇土地改良区)
 借入主体 (〇〇〇土地改良区)

※借入主体 (借入主体が複数ある場合はその代表者を記載して下さい)

地区名とふりがな

土地改良事業の名称

土地改良区名

〇〇地区 水田・畑作経営所得安定対策等支援計画

土地改良法に基づき認可された事業計画書から転記してください。

1. 対象となる土地改良事業等の概要

都道府県名	市町村名	地区名	対象事業名	着工年度	完了年度	目標年度	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)	総事業費 (千円)	土地改良区等負担額 (千円)
〇〇県	〇〇町	〇〇〇	県営〇〇〇〇〇〇〇事業	R3	R8	R11	123.0	80	1,728,000	324,000

注：目標年度は完了年度から4年目以内又は水田・畑作経営所得安定対策等支援事業の着手から5年目以内とする。

2. 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業の概要

(1) 借入計画

借入主体 (借入主体番号)	借入額 (千円) A	土地改良区等負担額 (千円) B	土地改良区負担額に占める借入限度額 C = B × 5/6 (≥ A)	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)	借入期間 (年)
〇〇土地改良区 (1001)	<45,000> 270,000	(0) 324,000	270,000	123.0	80	6
合計	<45,000> 270,000	(0) 324,000	270,000	123.0	80	

注：借入主体が複数ある場合は借入主体ごとに記載する。

土地改良区等負担額の6分の5が借入限度額となります。

(2) 担い手農地利用集積向上計画

	受益面積 (ha) ①	担い手経営等 農用地面積 (ha) ②	担い手農地 利用集積率 (%) ③ = ② / ①	備考
採択時 (令和3年度)	123.0	55.0	44.7	
目標年度 (令和11年度)	123.0	75.0	61.0	

(2) か (3) のいずれか一方に記載してください。

(3) 高収益作物生産額向上計画

	採択時 (令和3年度) ①	目標年度 (令和11年度) ②	③ = ① / ② × 100	備考
高収益作物生産額	5,230千円	6,500千円	124%	

3. 償還計画

【○○○○土地改良区】

(単位：千円)

年度	借入額 (a)	借入累積額 (b)	償還額 (c)	償還累積額 (d)	借入残高 (b) - (d)
R4	90,000	90,000	0	0	90,000
R5	45,000	135,000	0	0	135,000
R6	45,000	180,000	0	0	180,000
R7	45,000	225,000	3,000	3,000	222,000
R8	45,000	270,000	6,000	9,000	261,000
R9			9,000	18,000	252,000
R10			12,000	30,000	240,000
R11			15,000	45,000	225,000
R12			18,000	63,000	207,000
R13			18,000	81,000	189,000
R14			18,000	99,000	171,000
R15			18,000	117,000	153,000
R16			18,000	135,000	135,000
R17			18,000	153,000	117,000
R18			18,000	171,000	99,000
R19			18,000	189,000	81,000
R20			18,000	207,000	63,000
R21			18,000	225,000	45,000
R22			15,000	240,000	30,000
R23			12,000	252,000	18,000
R24			9,000	261,000	9,000
R25			6,000	267,000	3,000
R26			3,000	270,000	0
計	270,000		270,000		

4. 推進体制

協議会名	○○○○地区 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業推進協議会
設立日	令和◇◇年□□月○○日
代表者	○○○土地改良区 理事長 △△ △△
構成メンバー	○○町、△△町農業委員会、○○○町農業協同組合、○○○土地改良区

5. その他

(1) 水田・畑作経営所得安定対策等支援計画申請に係る同意

- ※1 土地改良区が申請する場合は、総会又は総代会の議決書を添付する。
- ※2 市町村が申請する場合は、原則、受益者全員の同意書を添付する。

(2) その他

支援事業実施地域において、他事業実施のために既に組織されている協議会がある場合、その協議会を活用することもできます。



土地改良区が申請を行う場合は、本支援計画を総（代）会で議決してください。
市町村が申請を行う場合は、受益者の支援計画に係る同意書を添付してください。

Q 支援資金を利用したいとき、どこに問い合わせればいいですか？

A 下記の都道府県土地改良事業団体連合会又は全国土地改良事業団体連合会あてお問い合わせください。



《お問い合わせ先》

〇〇都道府県土地改良事業団体連合会 〇〇部〇〇課

〒

(TEL) 000-000-0000 (FAX) 000-000-0000 (メール)

全国土地改良事業団体連合会 管理システム研究部

〒102-0093 東京都千代田区2-7-4 砂防会館別館4階

(TEL) 03-3234-5612 (FAX) 03-3234-5670 (メール) futankin@inakajin.or.jp

令和3年7月 作成